

副	本
---	---

令和2年（ワ）第29号、第172号、第197号、第348号、第509号、令和3年（ワ）第254号、第263号、令和5年（ワ）第13号 損害賠償請求事件

原告 椿本紀代ほか32名

被告 国ほか2名

第9準備書面

令和6年12月27日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告国指定代理人

川	野	裕	矢	
島	岩	尚	慶	
竹	田	真	理	
尾	崎	麗	華	
小	井	出	博	
宮	谷	千	穂	
二	宮	洋	樹	
根	來	海	輝	
松	山	芳	士	
石	岡	克	浩	
中	本	喜	昌治	
白	土	晶	通	

長	尾	孝	裕	
青	木	朋	也	
三	國	宣	仁	
清	水	敦	司	
南	本	秀	行	

第1 野村地区の堤防整備について、被告国に国賠法1条1項及び同法2条1項の損害賠償責任は認められないこと	5
1 原告らの主張	5
2 原告らの主張に理由がないこと	5
(1) 指定区間内の一級河川の管理についての河川法等の定め	5
(2) 野村地区堤防整備工事の実施の権限は愛媛県知事にあること	6
(3) 野村地区堤防整備工事に関し、被告国につき、国賠法1条1項の違法性や、同法2条1項の瑕疵は認められないこと	7
ア 原告らの主張は前提を欠くこと	7
イ 国賠法1条1項の違法をいう原告らの主張は失当であること	8
ウ 国賠法2条1項の瑕疵をいう原告らの主張は失当であること	9
第2 その他の原告らの主張に対する反論	12
1 菅田地区の家屋の浸水と鹿野川ダムの放流量に関する原告らの主張に理由がないこと	12
(1) 原告らの主張	12
(2) 原告らの主張に理由がないこと	13
2 異常洪水時防災操作の1時間前通知に関する原告らの主張に理由がないこと	14
(1) 原告らの主張	14
(2) 原告らの主張に理由がないこと	15
ア 原告らの前記(1)①の主張について	15
イ 原告らの前記(1)②の主張について	16
ウ 小括	17
第3 求釈明事項等に対する回答	17
1 野村地区堤防整備工事に関する工事実施計画書（設計図面を含む）等の堤防整備に関する書類の提出について(原告ら準備書面21第2の2・10ページ)	

	17
2 異常洪水時防災操作の実施を決定した時刻の特定について（原告ら準備書面 2 2 第 1 の 3 ・ 2 及び 3 ページ）	17
3 ホットラインの時刻に係る原資料について（原告ら準備書面 2 2 第 1 の 4 ・ 3 ページ）	18
第 4 結語	18

被告国は、本準備書面において、原告ら準備書面20（堤防整備の瑕疵に係る部分）、令和6年5月24日付け原告ら準備書面21（以下「原告ら準備書面21」という。）、同年8月13日付け原告ら準備書面22（以下「原告ら準備書面22」という。）及び同年9月9日付け原告ら準備書面23（以下「原告ら準備書面23」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する（後記第1及び第2）とともに、求釈明事項等に対し、必要と認める範囲で回答する（後記第3）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 野村地区の堤防整備について、被告国に国賠法1条1項及び同法2条1項の損害賠償責任は認められないこと

1 原告らの主張

原告らは、野村ダムの建設に関する基本計画（甲A25号証8ないし11ページ）によれば、野村地区においては、野村ダムからの毎秒1000立方メートルの放流に対応する流下能力（支流からの流入量を合わせると、野村地区において毎秒1260立方メートル）を確保する堤防整備をしなければならないにもかかわらず、愛媛県知事が上記流下能力を確保する堤防整備工事（以下「野村地区堤防整備工事」という。）をしなかったことを前提に、被告国（具体的には、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所。以下「大洲河川事務所」という。）には、愛媛県知事に対し、上記流下能力を確保する堤防整備をするよう指導監督すべき義務があったのにこれを怠った結果、野村地区に居住していた被害者が生命を失ったとして、被告国に国賠法1条1項及び同法2条1項に基づく損害賠償責任がある旨主張する（原告ら準備書面20第1の4・3及び4ページ、原告ら準備書面21第2の1・9及び10ページ、原告ら準備書面23第1・2ページ）。

2 原告らの主張に理由がないこと

(1) 指定区間内の一級河川の管理についての河川法等の定め

河川法は、一級河川の管理は原則として国土交通大臣が行うこととしつつ（河川法9条1項）、国土交通大臣が指定する区間（指定区間）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる（同条2項）。

そして、河川法9条2項の委任を受けた河川法施行令2条1項は、同項各号に掲げるもの以外の指定区間内の一級河川に係る管理を都道府県知事が行う旨定めており、同項により都道府県知事が行う管理には、河川管理施設（河川法3条2項）である堤防の建設といった河川工事や、河川の維持等が含まれる。

また、同項の規定により指定区間内の一級河川に関して都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法2条9項1号に規定する第一号法定受託事務とされている（河川法施行令57条の5第1号）。

(2) 野村地区堤防整備工事の実施の権限は愛媛県知事にあること

肱川は、一級河川であり、その河川管理者は国土交通大臣であるが（河川法3条1項、4条1項、7条、9条1項）、その管理については、同法98条及び同法施行令53条に基づき、国土交通大臣から四国地方整備局長にその権限の一部が委任されている指定区間外区間（直轄管理区間）と、同法9条2項に基づく国土交通大臣の指定により、愛媛県知事が管理の一部を行う指定区間とがあり（被告国第3準備書面第2の2(2)ア(7)・13ページ）、野村地区に係る区間は、愛媛県知事が管理の一部を行う指定区間に当たる（乙A70号証ないし72号証）。

したがって、肱川のうち野村地区に係る区間については、河川法施行令2条1項各号に掲げるもの以外の管理を愛媛県知事が行うところ、野村地区堤防整備工事の実施は、同項各号に掲げるいずれの管理にも当たらないから、野村地区堤防整備工事の実施の権限は愛媛県知事にある。

(3) 野村地区堤防整備工事に関し、被告国につき、国賠法1条1項の違法性や、同法2条1項の瑕疵は認められないこと

ア 原告らの主張は前提を欠くこと

前記1のとおり、原告らは、愛媛県が野村ダムからの毎秒1000立方メートルの放流に対応する流下能力を確保する野村地区堤防整備工事を実施しなかったとして、被告国に国賠法1条1項及び同法2条1項に基づく損害賠償責任がある旨主張する。

しかし、愛媛県が、昭和49年から平成8年までに、野村ダム下流の西予市野村町において野村地区堤防整備工事を含む河川改修事業を実施済みであること、その上で、野村地区では計画を上回る本件洪水により浸水被害が発生したことは、本件洪水後に学識者や関係地方公共団体の首長も参加して本件降雨時のダム操作や情報提供の在り方に関する検証を行った際の審議結果（「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場（とりまとめ）」・甲A11号証29枚目の下段）や、肱川水系の河川整備計画の作成から15年余り経過したことを踏まえ、本件整備計画の進捗状況等の点検を実施した際のとりまとめ（「肱川水系河川整備計画点検について」・乙A2号証12ページ）に記載されたとおりである。また、同県が、昭和49年から、野村地区（野村大橋上流約2.0キロメートル区間）において全体計画に基づき河川改修を実施済みであることは、令和元年12月に作成された肱川水系河川整備計画（変更）【中下流圏域】（乙A3号証・23ページ）に記載されたとおりである。

原告ら準備書面20第1の4（3及び4ページ）で指摘された、本件降雨時（平成30年7月5日）の野村ダムから愛媛県への問合せ（甲A11号証33枚目の下段）もまた、野村地区堤防整備工事は実施済みであることを前提に、土砂の堆積や樹木の繁茂等の事情等によって流下能力の低下が認められる特定の地点があるのであれば、浸水リスクを把握しホットラ

イン等で西予市と共有することができると考え、具体的な地点とその流下能力の問合せを行ったものである（なお、この際の愛媛県への回答にあるように、同県の実施した野村地区堤防整備工事は、野村ダムからの放流と支流からの流入量を合わせ、毎秒1265立方メートルの流下能力を確保する堤防工事であった。）。

上記のとおり、愛媛県知事は、野村ダムの建設に関する基本計画にのっとり、野村ダムからの毎秒1000立方メートルの放流に対応する流下能力を確保する堤防整備は実施していたから、原告らの前記1の主張は、その前提を欠いている。

イ 国賠法1条1項の違法をいう原告らの主張は失当であること

(7) 被告国第2準備書面第3の2(1)（22及び23ページ）で述べたとおり、国賠法1条1項にいう違法とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい（職務行為基準説）、不作為が国賠法1条1項の適用上違法とされるためには、その不作為によって損害を受けたとする個別の国民との関係において、当該公務員（本件では大洲河川事務所長）に職務上の法的義務（作為義務）が存在し、かつ、当該公務員がその作為義務に違背してその職務行為を行わなかったという関係の存在が必要である。

すなわち、原告らの主張する指導監督義務に係る不作為が国賠法1条1項の適用上違法といえるためには、大洲河川事務所長が、愛媛県知事に対し、本件降雨の発生した平成30年7月7日時点で野村地区堤防整備工事を完成させておくよう指導ないし監督すべき職務上の法的義務（作為義務）を負っていなければならない。

しかし、原告らは、「国は、野村ダム建設事業を推進するため、堤防整備に補助金を支出し、愛媛県に対して、堤防整備を指導・監督すべき

地位にあった」(原告ら準備書面21第2の1・9及び10ページ)と概括的・抽象的な主張をするのみで、大洲河川事務所長に、いかなる法律上の根拠(条文)に基づいて、いかなる内容の法的義務として愛媛県知事に対する指導監督義務が生じていたのか自体を特定して主張していない。前記(1)及び(2)のとおり、肱川のうちでも野村地区に係る区間は、愛媛県の第一号法定受託事務として愛媛県知事が河川を管理する権限を行使するのであるから(河川法9条2項、河川法施行令2条1項、同57条の5第1号)、本件降雨の当時、大洲河川事務所長が、愛媛県知事に対し、野村地区の堤防整備について指導監督すべき立場にあったとは認められない(なお、河川法79条の2は、国土交通大臣が指定区間内の一級河川を管理する都道府県知事に対して必要な措置をとるべきことを指示することができる旨規定するところ、これは洪水、津波、高潮等による災害の発生等を防止又は軽減するための「緊急」時の指示について規定した条文であるから、完成までに時間を要する堤防整備がこの「措置」に該当するとはいえず、同条を法律上の根拠とすることは認められない。)

したがって、原告らの主張は、大洲河川事務所長が負っていた職務上の法的義務(作為義務)について根拠を欠いており、主張自体失当である。

(イ) また、前記アのとおり、そもそも愛媛県は平成8年までに野村地区堤防整備工事を実施済みであるし、その後も、被告国は、野村地区の流下能力が低下しているといった報告を愛媛県から受けたことはないから、原告らの大洲河川事務所長の義務違反に係る主張は、理由がない。

(ウ) 以上より、野村地区堤防整備工事について、被告国に国賠法1条1項の違法があるとする原告らの主張は、失当である。

ウ 国賠法2条1項の瑕疵をいう原告らの主張は失当であること

(ア) 前記(1)及び(2)のとおり、肱川のうち野村地区に係る区間は、愛媛県の第一号法定受託事務として愛媛県知事が河川を管理しているから（河川法9条2項、河川法施行令2条1項、同57条の5第1号）、野村地区の河川の管理について国賠法2条1項の責任が問題となり得るのは愛媛県であり、国ではない。したがって、本件洪水により生じた被害のうち、野村地区の堤防整備に係る部分について、被告国が国賠法2条1項の責任を負う旨の原告らの主張は、およそ理由がない。

(イ) また、前記アのとおり、愛媛県は平成8年までに野村地区堤防整備工事を実施済みであるから、原告らの主張する野村地区の堤防整備の瑕疵は、やはり理由がない。

この点について、原告らは、令和6年2月19日頃に開催された住民説明会において、野村地区の流下能力が野村ダムからの毎秒800立方メートルの放流に対応する程度である旨の説明があった旨主張するところ（原告ら準備書面20第1の1及び4・2及び3ページ）、この説明は、令和5年度末における乙亥会館付近の流下能力についてのものである（乙A73号証）。そして、河川の流下能力は、出水により変化する土砂の堆積状況や年々成長する樹木の繁茂状況といった一連区間における要因に影響されるから、ある時点で把握された流下能力の数値が他の時点での数値を直ちに推認させるということとはできない。したがって、乙亥会館付近の令和5年度末の流下能力が上記程度であることをもって、愛媛県が行った野村地区堤防整備工事が、当初から、あるいは本件降雨時点において、野村ダムからの毎秒1000立方メートルの放流に対応する流下能力を備えていなかったとは直ちにいえるものではなく、原告らの上記主張は、前提を欠いている。

(ウ) さらに、原告らは、「堤防整備が完成しているとして、40年以上新たに堤防整備はされてきていないのだから、堤防整備に瑕疵があったこ

とになるし、工事内容に違反する堤防工事が行われていたことになる」とした上で、野村地区堤防整備工事に係る瑕疵の有無は「大東水害判決の射程外の問題となる」と主張する（原告ら準備書面20第1の4・4ページ）。

しかし、本件において原告らが問題としている野村地区堤防整備工事の瑕疵は、野村ダムからの毎秒1000立方メートルの放流に対応する流下能力を確保した野村地区堤防整備工事が本件降雨までに実施されていなかったことである。すなわち、本件では、改修中の河川における改修工事の遅れについて、国賠法2条1項の瑕疵が主張されているといえ、正に大東判決と事案が同一であるから、原告らが主張する野村地区堤防整備工事に係る瑕疵の有無を判断するに当たって、大東判決が示した判断基準によるべきことは明らかである。そして、原告らは、堤防整備には「瑕疵があった」との結論を述べるのみで、大東判決の判断基準を踏まえた瑕疵の主張立証は何らしていないから、野村地区堤防整備工事の瑕疵をいう原告らの主張は、この意味でも理由がない。

(E) 加えて、原告らは、ダムの基本計画に基づいて野村ダムからの毎秒1000立方メートルの放流に耐えるように堤防整備しなかった河川管理の瑕疵と、被害者の死亡との間の因果関係は優に認められる旨主張するところ（原告ら準備書面20第1の4・4ページ）、野村ダムの基本計画は1/100年超過確率の降雨を計画規模としていたのに対し、本件降雨は、1/258年超過確率という計画規模をはるかに上回る極めて規模の大きいものであった（甲A11号証25ないし27枚目）。そうすると、本件洪水によって生じた被害は、計画に定められた規模の洪水における流水の通常の作用から予測される災害であったとは認められない。すなわち、道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理の瑕疵（国賠法2条1項）とは、営造物が通常有すべき安全性を欠くことをいうと

ころ、1/258年超過確率という、野村ダムの計画規模をはるかに上回る規模の降雨は、通常の予測の範囲を明らかに超えているから、このような降雨から生じた本件洪水による被害について、野村地区の堤防整備に「瑕疵」があったと当然にいうことはできない（この点は、野村ダム及び鹿野川ダムの各操作規則に瑕疵があったとする原告らの主張についても、同様である。）。原告らは、野村地区の堤防整備について、瑕疵や因果関係の存在を何ら具体的に主張立証していないというべきである。

(オ) 以上より、野村地区堤防整備工事について、被告国に国賠法2条1項の損害賠償責任があるとする原告らの主張は、失当である。

第2 その他の原告らの主張に対する反論

1 菅田地区の家屋の浸水と鹿野川ダムの放流量に関する原告らの主張に理由がないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、要旨、①被告国の令和6年5月24日付け第8準備書面（以下「被告国第8準備書面」という。）によれば、「菅田の家屋浸水を防止するために平成8年操作規則変更がなされたように読める」が、菅田地区の家屋に浸水被害が生じる鹿野川ダムの放流量は毎秒1300立方メートルを越える程度であり、被告国は、菅田地区の田畑が浸水被害を受ける放流量と家屋が浸水被害を受ける放流量を混同している、②本件降雨の際には、大規模洪水が予想されており、予想される流入量であれば、菅田地区の田畑への浸水被害を避けることができないことが明らかであったにもかかわらず、両ダム所長は、大規模洪水に対応した放流操作をしないで、漫然と、菅田地区の田畑への浸水被害を免れるために少量の放流しか行わなかったのであるから、ダム管理に瑕疵がある、③被告国は、菅田地区の田畑が浸水被害を受ける際

の鹿野川ダムの放流量と、住居が浸水被害を受ける際の放流量を明らかにすべきである、などと主張する（原告ら準備書面 22 第 2 の 1 ないし 3・3 ないし 5 ページ）。

(2) 原告らの主張に理由がないこと

原告らが、被告国第 8 準備書面のどの記載をもって前記 (1) ①の主張をしているのかは定かでないが、被告国第 5 準備書面第 2 の 2 (2) 及び (3) 並びに同 3 (1) (13 ないし 15 ページ) で述べたとおり、平成 8 年の操作規則の変更に際しては、まず、氾濫面積が広く、市街化が進み浸水戸数が多いことから氾濫被害が極めて甚大である東大洲地区を洪水防御地区とし、同地区の宅地浸水が発生する流量（大洲地点相当流量）である毎秒 2200 立方メートルを目標流量として設定した上で（本件報告書（乙 A 66 号証）5-5 及び 5-6 ページ）、これに対応する野村ダム及び鹿野川ダムの各ダム地点における流量を、流域面積比及び既往実績洪水におけるピーク流量比を用いて算出し、その算出結果及び鹿野川ダムの現状施設の放流能力の最大値を踏まえて、鹿野川ダムの洪水調節開始流量（旧操作規則と同じ毎秒 600 立方メートル）を設定している（同号証 5-7 及び 5-8 ページ）。菅田地区の無害流量（家屋への浸水を防御できる流量）に対応させた場合のダムの洪水調節開始流量は、上記のとおり、東大洲地区を洪水防御地区として設定した洪水調節開始流量の妥当性について、上記と同様の手法を用いて検証を行うという手順で検討されているから（同号証 5-9 及び 5-10 ページ）、平成 8 年変更後の操作規則が菅田地区の田畑への浸水被害を防止することを最優先としているという原告らの主張は、前提を誤っている。

また、被告国第 8 準備書面第 2 の 2 (3) ア（12 及び 13 ページ）で述べたとおり、菅田地区について、家屋への浸水被害を生じさせない無害流量は毎秒 1800 立方メートルであり、この流量に対応する野村ダム及び鹿野川ダムの各ダム地点の流量は、野村ダム地点において、流域面積比では毎秒 3

10立方メートル、ピーク流量比では全洪水平平均が毎秒380立方メートル、小田川型洪水平平均が毎秒340立方メートルであり、鹿野川ダム地点においては、流域面積比では毎秒850立方メートル、ピーク流量比では全洪水平平均が毎秒930立方メートル、小田川型洪水平平均が毎秒660立方メートルである（同号証5-9及び5-10ページ）ところ、同地区における農地、道路への浸水被害を生じさせない無害流量が毎秒1300立方メートルであることや、この流量に対応する野村ダム及び鹿野川ダムの各ダム地点の流量が家屋のそれと異なることは、本件報告書に明記されているとおりである（前同）。こうした記載に照らせば、被告国が、家屋への浸水開始に係る対応流量と、農地、道路への浸水開始に係る対応流量を区別して把握した上で、前者に係る対応流量を主張しているものであることは明らかであり、被告国は、「田畑が浸水被害を受ける場合の鹿野川ダムの放流量と菅田地区の家屋が浸水被害を受ける場合の鹿野川ダムの放流量を混同」（原告ら準備書面22第2の1・3ページ）などしていない。

以上のとおり、原告らの主張は、洪水調節開始流量の決定過程や菅田地区の家屋の浸水被害を生じさせない無害流量などについての前提を誤っているものであって、理由がない。

2 異常洪水時防災操作の1時間前通知に関する原告らの主張に理由がないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、被告国が、平成30年7月7日午前5時20分ないし50分時点の予測において、同日午前6時20分前後に最大流入量を迎えた後、雨量ないし流入量は減少に転じると予測されたことから、できるだけ放流量を少なくすることを念頭に、同日午前5時50分に異常洪水時防災操作の1時間前通知（甲B19号証の6）を行ったことに関し、要旨、①気象庁が発表している解析雨量（甲A28号証）及び降水短時間予報（なお、原告らは甲A82号証を挙げるが、同号証は甲A28号証の一部抜粋であるから、甲A8

3号証の誤記と解される。)によれば、平成30年7月7日午前5時20分の時点で、一、二時間後に雨量が増加することを予測することができるから、被告国の主張は誤りである、②野村ダム管理所長は、肱川洪水予測システムが異常洪水時防災操作を織り込んで水位を予測する仕様であることの認識を欠いており、そのため、同日午前5時20分時点で、肱川洪水予測システムが午前6時40分には異常洪水時防災操作に至ることを示していたにもかかわらず、予測水位がサーチャージ水位を超えていないことから、異常洪水時防災操作に至ることがないと誤認していた、などと主張する（原告ら準備書面22第2の4・5ないし8ページ）。

(2) 原告らの主張に理由がないこと

ア 原告らの前記(1)①の主張について

原告らのいう被告国の主張の誤りが、肱川洪水予測システムが平成30年7月7日午前5時20分及び同日午前5時50分の時点において、同日午前6時20分以降、雨量及び流入量が減少に転じるという予測をした事実を争う趣旨であるのか、それとも、野村ダム管理所長が肱川洪水予測システムの同予測を参考にダム操作を行ったことが不適切であった旨主張する趣旨であるのかは不明瞭であるが、肱川洪水予測システムが同日午前5時20分時点及び同日午前5時50分時点において、同日午前6時20分以降雨量及び流入量が減少に転じるという予測をしたことは、野村ダムに関する短期予測（平均雨量）（乙A21号証の1）及び同短期予測（流入量）（乙A21号証の2）のとおりであり、客観的な事実である。

また、肱川洪水予測システムの概要は、被告国第3準備書面第3の5(2)ア（53及び54ページ）で述べたとおりであり、その予測の方法に誤りがあるとはいえない。一方、原告らが指摘する解析雨量（甲A28号証及び甲A82号証）は、降雨の観測結果（実績雨量）を数値で示したものであり、予測値ではない。そして、現在の気象予測の精度においては、気象

予測に基づいて特定の場所の時間的、地域的な降雨量を正確に予測することは著しく困難であるから、これらの資料に記載された実績雨量に等しい精度で野村ダム上流域における正確な降雨量を予測することも著しく困難というべきであって、野村ダム管理所長が肱川洪水予測システムを参考にダム操作を行ったとしても不適切であるともいえない。

イ 原告らの前記(1)②の主張について

野村ダム管理所長が実施した異常洪水時防災操作に係る通知の状況については、被告国第2準備書面第4の3(2)イ(34及び35ページ)、被告国第3準備書面第3の4(2)ア(47ないし49ページ)、被告国第4準備書面第1の1(2)(4ないし8ページ)及び被告国第8準備書面第2の3(2)イ(19ないし21ページ)で述べたとおりである。この点についてふえんすると、野村ダム管理所長は、同日午前5時20分時点及び同日午前5時50分時点において、肱川洪水予測システムが異常洪水時防災操作を開始する前提で放流量の予測をしていることを認識した上で、同システムによれば、同日午前6時20分前後に最大流入量を迎えた後、雨量ないし流入量は減少に転じると予測されたことから、最終的に流入量と同程度の放流量とするに当たり、できるだけ放流量が少なくなるよう、ダムへの流入量の低下を待つこと、また、異常洪水時防災操作に移行した際に住民が避難するための時間をより多く確保することを念頭に、異常洪水時防災操作の開始時刻を約30分遅らせることが可能と判断したものである。野村ダム管理所長が、肱川洪水予測システムの仕様について誤解をしていたという事実は一切ない。

被告国第3準備書面第3の5(2)ウ(55ページ)で述べたとおり、肱川洪水予測システムによる予測結果は、事前放流をいつ開始するかや異常洪水時防災操作の開始水位にいつ到達するかなどといった操作を支援する参考情報として把握するものであり、ダムの操作は、操作規則に基づき、

ダムに対する流入量や貯水位の変化等、実際の変化量に応じて行うものである。肱川洪水予測システム上、異常洪水時防災操作に至ることが予測される場合に、そのままこれに従って異常洪水時防災操作を行うというものではない。野村ダム管理所長も、肱川洪水予測システムの各データが意味するところを正確に理解した上で、飽くまでダム操作を支援する情報として活用していたのであって、肱川洪水予測システムの予測する貯水位がサーチャージ水位（170.20メートル）を超える場合に異常洪水時防災操作を開始しようとしていたわけではないから、原告らは被告の主張を正解しておらず、前提に誤りがある。

ウ 小括

以上のとおり、原告らの前記(1)①及び②の主張は、いずれも理由がない。

第3 求釈明事項等に対する回答

1 野村地区堤防整備工事に関する工事实施計画書（設計図面を含む）等の堤防整備に関する書類の提出について（原告ら準備書面21第2の2・10ページ）

原告らは、野村地区堤防整備工事に関する工事实施計画書（設計図面を含む）等の堤防整備に関する書類の提出を求めているところ、これらの書類については被告国において所持している範囲で文書を提出する（乙A74号証の1及び2、乙A75号証の1及び2）。

2 異常洪水時防災操作の実施を決定した時刻の特定について（原告ら準備書面22第1の3・2及び3ページ）

被告国第8準備書面第3の1(1)（35及び36ページ）で述べたとおり、いつ異常洪水時防災操作を開始するかは、降雨等の状況により刻々と変化するため、最終的に異常洪水時防災操作の実施を決定した時刻を特定するのは困難である（強いて特定するならば、異常洪水時防災操作を開始する直前というこ

とになる。))。

ただし、野村ダム管理所長は、同日午前6時08分、西予市野村支所長に対し、「最大放流量予測毎秒1750立方メートルの見込み」、「大変なことになる」旨をホットライン通話で伝えており（甲A11号証34枚目）、その直前には、異常洪水時防災操作に至る蓋然性が極めて高いと判断したものと認められる。

3 ホットラインの時刻に係る原資料について（原告ら準備書面22第1の4・3ページ）

「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」（甲A11号証）において示した平成30年7月7日午前6時08分のホットライン通話（同号証34枚目）については、上記の検証が実施された当時、電話機に記録されていた通話履歴を転記したものであるが、現時点では、当該通話履歴は残存していないため、原資料を提出することはできない。

第4 結語

以上のとおり、被告国には、国賠法1条1項及び同法2条1項の損害賠償責任は認められないから、原告らの請求は、速やかに棄却されるべきである。

以 上